

改正後	改正前
(不在委員) 第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u> 第130条 《現行どおり》 (起立または挙手による表決) 第131条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者に起立または挙手（<u>オンラインによる方法での会議</u>にあつては、挙手）をさせ、起立または挙手（<u>オンラインによる方法での会議</u>にあつては、挙手）をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立または挙手（<u>オンラインによる方法での会議</u>にあつては、挙手）をした者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名または無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。 3 前項の規定にかかわらず、<u>オンラインによる方法での会議</u>において、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 (投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき、または出席委員から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2 《現行どおり》 3 前2項の規定にかかわらず、<u>オンラインによる方法での会議</u>においては、投票で表決を<u>採る</u>ことができない。 第133条～第136条 《現行どおり》 (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立または挙手（<u>オンラインによる方法での会議</u>にあつては、挙手）の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。	(不在委員) 第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあつては、この限りでない。</u> 第130条 《省略》 (起立または挙手による表決) 第131条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者に起立または挙手（<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>にあつては、挙手）をさせ、起立または挙手（<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>にあつては、挙手）をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立または挙手（<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>にあつては、挙手）をした者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名または無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。 3 前項の規定にかかわらず、<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>において、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 (投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき、または出席委員から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2 《省略》 3 前2項の規定にかかわらず、<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>においては、投票で表決を<u>とる</u>ことができない。 第133条～第136条 《省略》 (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立または挙手（<u>オンライン会議システムを活用した会議</u>にあつては、挙手）の方法で表決を<u>とら</u>なければなら

改正後	改正前
(表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (請願書の記載事項等) 第139条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。 <u>5</u> 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。 第140条 《現行どおり》 (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を<u>、</u>所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> 2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u> (紹介議員の委員会出席) 第142条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 <u>3</u> 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。 <u>4</u> 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で	らない。 (表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (請願書の記載事項等) 第139条 《省略》 2～3 《省略》 4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。 《改正後に新設》 第140条 《省略》 (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会または議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす。</u> (紹介議員の委員会出席) 第142条 《省略》 2 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 (請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。 (1)～(2) 《現行どおり》 <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> <u>3 《現行どおり》</u> (請願の送付ならびに処理の経過および結果報告の請求) 第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過および結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。 (陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書またはこれに類するもので<u>議長が必要があると認める</u>ものは、請願書の例により処理するものとする。 (議長および副議長の辞職) 第146条 《現行どおり》 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に<u>諮って</u>その許可を決定する。 3 《現行どおり》 第147条～第149条 《現行どおり》 (決定の通知) 第150条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> 第151条 《現行どおり》 (携帯品) 第152条 議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u> 第153条～第156条 《現行どおり》 (資料等の配布許可)	(請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、</u>議長に報告しなければならない。 (1)～(2) 《省略》 《改正後に新設》 <u>2 《省略》</u> (請願の送付ならびに処理の経過および結果報告の請求) 第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過および結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。 (陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書またはこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合する</u>ものは、請願書の例により処理するものとする。 (議長および副議長の辞職) 第146条 《省略》 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に<u>はかつて</u>その許可を決定する。 3 《省略》 第147条～第149条 《省略》 (決定書の交付) 第150条 <u>議会が議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員および決定を求められた議員に交付しなければならない。</u> 第151条 《省略》 (携帯品) 第152条 議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは、この限りでない。</u> 第153条～第156条 《省略》 (資料等<u>印刷物</u>の配布許可)

改正後	改正前
第157条 議場または委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長または委員長の許可を得なければならない。 第157条の2～第158条 《現行どおり》 (議長の秩序保持権) 第159条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いしないで会議に<u>諮って</u>定める。 第160条～第161条 《現行どおり》 (代理弁明) <u>第161条の2</u> 議員は、自己に関する懲罰動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会または委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。 第162条 《現行どおり》 (出席停止の期間) 第163条 出席停止は、10日を<u>超える</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合または既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。 第164条～第166条 《現行どおり》 (電子情報処理組織による通知等) <u>第166条の2</u> 議会または議長もしくは委員長(以下この条および次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項および第6項ならびに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項および第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているも	第157条 議場または委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長または委員長の許可を得なければならない。 第157条の2～第158条 《省略》 (議長の秩序保持権) 第159条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いしないで会議に<u>はかつて</u>定める。 第160条～第161条 《省略》 《改正後に新設》 第162条 《省略》 (出席停止の期間) 第163条 出席停止は、10日を<u>こえる</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合または既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。 第164条～第166条 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
のについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。 4 第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第86条、第140条第1項および第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時または議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。 5 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、もしくは連署し、または記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。 6 議会等に対して通知を行い、または議会等か	

改正後	改正前
ら通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、または議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。 （電磁的記録による作成等） <u>第166条の3</u> この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、または保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。 （会議規則の疑義に対する措置） 第167条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>諮って</u>決定する。	《改正後に新設》 （会議規則の疑義に対する措置） 第167条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>はかつて</u>決定する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年7月1日 揭示済み）

議会規程

草津市議会議員の請負の状況の公表に関する規程をここに公表する。

令和6年7月1日

草津市議会議員
長

山元 宏和

草津市議会規程第1号

草津市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、草津市議会議員（以下「議員」という。）が草津市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了または議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了または議会の解散による選挙により再び議員となった者にあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における草津市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

3 第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（別記様式第1号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。

4 第2項の規定による訂正は、訂正届（別記様式第2号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の作成および公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正事項の届出があつた場合にあつては、訂正後の報告をいう。）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第4条 議長は、前条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の保存および閲覧等)

第5条 第2条の規定による報告および訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告および訂正の閲覧または写しの交付を請求することができる。

(報告等の閲覧)

第6条 前条第2項の規定による閲覧（以下この条および第8条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所および時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告および訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告および訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項および前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第7条 第5条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（別記様式第3号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの

作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第 8 条 第 2 条第 1 項の規定による報告をすべき期限が、草津市の休日定める条例（平成 2 年草津市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第 6 条第 1 項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

付 則

この規程は、公表の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日に始まる会計年度における請負から適用する。

別記
様式第 1 号（第 2 条第 3 項関係）

年 月 日

草津市議会議長 様

草津市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度） に支払を受けた額 （円）

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額および支払を受けた額は消費税および地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条第 4 項関係）

年 月 日

草津市議会議長 様

草津市議会議員

訂正届

草津市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

草津市議会議長 様

(ふりがな)
氏名

住所または居所
〒 ()

複写申込書

草津市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告または訂正	写しの交付を求める範囲

(令和 6 年 7 月 1 日揭示済み)

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年7月1日

草津市議会議長 山元 宏和

草津市議会規程第2号

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年草津市議会規程第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 （要配慮個人情報） 第4条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 ア～ウ 《現行どおり》 エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの 2 《現行どおり》 （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第5条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）</u>の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態 （3）～（4）《現行どおり》 2 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2）漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報（<u>前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。</u>）の項目 （3）～（5）《現行どおり》 第6条～第27条 《現行どおり》	第1条～第3条 《省略》 （要配慮個人情報） 第4条 《省略》 （1）《省略》 ア～ウ 《省略》 エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの 2 《省略》 （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第5条 《省略》 （1）《省略》 （2）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある<u>保有個人情報</u>の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態 （3）～（4）《省略》 2 《省略》 （1）《省略》 （2）漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報の項目 （3）～（5）《省略》 第6条～第27条 《省略》

付 則

この規程は、公表の日から施行する。

(令和 6 年 7 月 1 日 掲示済み)

草津市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程をここに公表する。

令和 6 年 7 月 1 日

草津市議会議
長

山元 宏和

草津市議会規程第 3 号

草津市議会委員会条例に係る情報通信技
術の活用に関する規程
(趣旨)

第 1 条 この規程は、草津市議会委員会条例（平成 9 年草津市条例第 2 2 号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

(2) 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

(3) 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
(電磁的記録による記録の作成)

第 3 条 委員長は、委員会条例第 3 0 条第 3 項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等（草津市議会会議規則（平成 9 年草津市議会規則第 2 号。以下「会議規則」という。）第 1 6 6 条の 2 第 1 項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

(氏名または名称を明らかにする措置)

第 4 条 委員会条例第 3 0 条第 3 項の議長が定める措置は、電子署名とする。

(会議規則との関係)

第 5 条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第 2 4 条第 1 項の規定によるものを除く。）、作成（委員会条例第 3 0 条第 1 項の規定によるものを除く。）および保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第 1 6 6 条の 2 および第 1 6 6 条の 3 の規定の例による。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成および保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規程は、公表の日から施行する。

(令和 6 年 7 月 1 日 掲示済み)

草津市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程をここに公表する。

令和6年7月1日

草津市議会議員
長

山元 宏和

草津市議会規程第4号

草津市議会会議規則に係る情報通信技術
の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会または議長もしくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者または議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第166条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項および第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第166条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第166条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項または当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号および第12条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 会議規則第166条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第 6 条 議会等は、会議規則第 1 6 6 条の 2 第 2 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第 7 条 会議規則第 1 6 6 条の 2 第 2 項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第 5 条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第 8 条 会議規則第 1 6 6 条の 2 第 4 項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面または映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第 9 条 会議規則第 1 6 6 条の 2 第 4 項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名または名称を明らかにする措置)

第 1 0 条 会議規則第 1 6 6 条の 2 第 5 項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。))に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)または第 4 条第 2 項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 1 1 条 会議規則第 1 6 6 条の 2 第 6 項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、また

は交付する必要があるものと議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第 1 2 条 議会等は、会議規則第 1 6 6 条の 3 第 1 項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第 1 3 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 1 8 条第 6 項(同法第 1 2 7 条第 3 項の規定により準用される場合を含む。)、第 1 2 3 条第 4 項および第 1 3 7 条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第 5 条から第 1 1 条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第 1 6 6 条の 2 および第 1 6 6 条の 3 の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第 1 6 6 条の 2 および第 1 6 6 条の 3 の規定ならびにこの規程の規定の例による。

(委任)

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

付 則

この規程は、公表の日から施行する。

(令和 6 年 7 月 1 日 揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第10号
草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
令和6年7月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和6年7月29日（月）
午後2時00分
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和6年7月1日 掲示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第8号
草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。
令和6年7月1日

草津市農業委員会
会長 中瀬 康夫

- 1 期 日 令和6年7月10日（水）
午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
- 1） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
 - 2） 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
 - 3） 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 4） 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 5） 農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて

（令和6年7月1日 掲示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第22号
草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年7月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1347	株式会社武村工業	武村 春樹	草津市笠山3丁目14-6	077-599-3156

2 指定有効期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

（令和6年7月1日 掲示済み）

草津市上下水道事業告示第23号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和6年7月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1347	株式会社武村工業	武村 春樹	草津市笠山3丁目14-6	077-599-3156

2 指定有効期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 6 月 3 0 日まで

(令和 6 年 7 月 1 日揭示済み)